

平成28年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成28年度9月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育環境課	2
		いじめ・不登校 総合対策センター	3
		人権教育課	4
		文化財課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6~8
	3 節の明細		9
	4 繰越明許費に関する調書		10

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について		
	平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書	教育環境課	11
第2号	平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書	教育環境課 小中学校課 いじめ・不登校 総合対策センター 高等学校課 文化財課	12
第10号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2)鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成28年6月24日専決)	人権教育課	13
	(3)鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成28年6月24日専決)	人権教育課	14
	(4)鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成28年6月24日専決)	人権教育課	15
	(8)鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成28年7月21日専決)	人権教育課	16
第15号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 高等学校課	17

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他 一 般 財 源	
(一般会計)								
教育環境課	5,503,019	78,993	5,582,012	12,340	<33,000> 66,000		653	
いじめ・不登校 総合対策センター	80,433	531	80,964				531	
人権教育課	817,579	1,248	818,827				1,248	
文化財課	2,258,999	16,340	2,275,339				16,340	
合 計	69,392,243	97,112	69,489,355	12,340	<33,000> 66,000		18,772	県費負担額 51,772

(一般会計)	
教育環境課	特別支援学校エアコン整備事業費
いじめ・不登校 総合対策センター	スクールソーシャルワーカー活用事業
人権教育課	育英奨学事業
文化財課	文化財助成費

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費

教育環境課 (内線: 7946)

2目 特別支援学校費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別支援学校エアコン整備事業費	8,392	78,993	87,385	12,340	<33,000> 66,000		653	県費負担額 33,653
トータルコスト	9,952	80,553	90,505	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.2人	0.4人	委託、工事内容の調整				
工程表の政策目標(指標)	特別支援教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

国の平成28年度経済対策補正予算を活用し、老朽化により更新の必要性・緊急性が高い特別支援学校のエアコンの更新を行う。

2 事業内容

学校名	整備内容
鳥取盲学校	寄宿舍のエアコン更新 (19台)
白兎養護学校	特別教室棟・体育館のエアコン更新 (10台)
倉吉養護学校	小学部北棟・南棟・管理特別教室棟のエアコン更新 (22台)

3 これまでの取組状況、改善点

特別支援学校のエアコン整備は平成3年度から始め、平成15年度には全教室への導入を完了したが、導入から長年が経過し、老朽化が進行している。

更新は老朽化の状況等を判断しながら平成26年度から年次計画的に行っている。

年度	学校名	台数	備考
平成26年度	鳥取盲学校	15台	平成25年度国の経済対策補正
	白兎養護学校	42台	
平成27年度	皆生養護学校	44台	—
平成28年度	皆生養護学校	38台	平成27年度国の経済対策補正
	白兎養護学校	43台	

(注) 起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10 款 教育費

1 項 教育総務費

4 目 教育連絡調整費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2321）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
スクールソーシャルワーカー活用事業	35,828	531	36,359				531	
トータルコスト	41,287	531	41,818	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	スーパーバイザーの勤務日数の増				
工程表の施策目標(指標)	豊かな人間性、社会性を育む教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

市町村や県に配置されているスクールソーシャルワーカーやその担当者に適切な支援を行うスーパーバイザーを設置する。

2 事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
スーパーバイザー設置	531	新規配置されたスクールソーシャルワーカーの支援や未配置町村へのスクールソーシャルワーカー配置に向けた働きかけ及び県内の私立学校への支援等をより積極的に行うため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの勤務日数を年間35週から52週に増やす。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年4月より県内のスクールソーシャルワーカーを支援するスーパーバイザーを設置した。
- ・子どもの貧困対策等へのスクールソーシャルワーカーの役割に対する期待が高まるなかで、新規配置された未経験のスクールソーシャルワーカーの支援や未配置町村へのスクールソーシャルワーカー配置に向けた働きかけ、県内の私立学校への支援強化に努めている。
- ・スクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの活用に関する市町村や学校担当者の理解を深めるための研修等もスーパーバイザーの役割である。
- ・今年度新規配置されたスクールソーシャルワーカーへのより積極的な支援等のため、勤務日数が年間35週では不足することから、増加する必要がある。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

人権教育課（内線：7541）

7目 育英奨学事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
育英奨学事業	454,586	1,248	455,834				1,248	
トータルコスト	464,723	1,248	465,971	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.3人	0.0人	1.3人	委託内容の調整、契約手続、連絡・調整				
工程表の政策目標（指標）	安全、安心な教育環境の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>平成29年度当初に稼働開始する新しい財務会計システムに対応するため、現行の財務会計システムとデータ連携を行っている育英奨学金システム及び進学奨励資金システムの改修を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>（1）システム改修内容</p> <p>奨学金の貸与・調定・収納・督促に関するデータ連携処理を新財務会計システムに対応できるよう改修する。</p> <p>（2）スケジュール</p> <p>平成28年10月 契約締結</p> <p>平成28年11月～平成29年3月 システム改修</p> <p>平成29年4月 稼働（連携）開始</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

2目 文化財保護費

文化財課(内線:7937)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文化財助成費	239,345	16,340	255,685				16,340	
トータルコスト	249,482	16,340	265,822	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.0人	1.3人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

経年劣化が進んだ文化財の保存のため、文化財の所有者が行う保存修理事業に対して助成を行う。

2 事業内容

(単位:千円)

区分	事業費	県補助額	事業内容
重要文化財大山寺阿弥陀堂	163,400	16,340	経年劣化が進む屋根(こけら葺き)の葺き直し及び縁等の修理。 (国庫補助事業を活用) 県補助率:国庫補助残の1/2

3 これまでの取組状況、背景等

- ・平成28年4月に大山山麓地域が日本遺産に認定され、さらに多くの観光客が訪れることが期待されることから、経年劣化が進む大山寺阿弥陀堂の修理は喫緊の課題となっている。
- ・平成30年の大山開山1300年祭に向けて、主要な舞台となる大山寺阿弥陀堂のこけら葺き屋根等の修理が必要である。
- ・大山開山1300年祭の前年イベントの一つとして、こけら葺き屋根の葺き直し作業の特別公開について、関係者と調整していく。

<スケジュール(予定)>

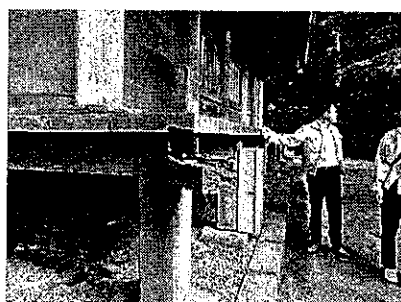
修理事業実施:平成28年11月から平成29年12月まで



大山寺阿弥陀堂全景



こけら葺き屋根の劣化の様子



縁隅木の腐朽箇所



縁板の腐朽箇所

平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費				
					補正前	補正額	補正後	4目 教育連絡調整費	
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,840,791	529	1,841,320	304,384	529	304,913	57,423	529	57,952
2 給 料	26,790,061		26,790,061	480,754		480,754			
3 職 員 手 当 等	18,222,878		18,222,878	403,663		403,663			
4 共 済 費	9,618,877	2	9,618,879	214,694	2	214,696	5,125	2	5,127
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	78,057		78,057	78,057		78,057			
7 貸 金	34,134		34,134	5,622		5,622	9		9
8 報 償 費	160,795		160,795	95,956		95,956	43,912		43,912
9 旅 費	598,782		598,782	313,170		313,170	178,065		178,065
費用弁償	28,879		28,879	17,677		17,677	3,314		3,314
普通旅費	486,380		486,380	240,208		240,208	159,086		159,086
特別旅費	83,523		83,523	55,285		55,285	15,665		15,665
10 交 際 費	360		360	360		360			
11 需 用 費	1,183,985		1,183,985	761,737		761,737	588,633		588,633
12 役 務 費	255,038		255,038	161,516		161,516	68,752		68,752
13 委 託 料	2,947,177	1,248	2,948,425	1,235,445	1,248	1,236,693	63,602		63,602
14 使用料及び賃借料	1,359,581		1,359,581	1,154,440		1,154,440	88,587		88,587
15 工 事 請 負 費	2,557,596	78,993	2,636,589	1,916,097		1,916,097			
16 原 材 料 費	9,116		9,116						
17 公 有 財 産 購 入 費	70,567		70,567						
18 備 品 購 入 費	362,857		362,857	194,355		194,355	88,000		88,000
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	2,270,370	16,340	2,286,710	1,705,810		1,705,810	1,351,177		1,351,177
20 扶 助 費	113,931		113,931	113,781		113,781			
21 貸 付 金	840		840	840		840			
22 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	202,715		202,715	18		18			
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	80,065		80,065	80,065		80,065			
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	188,878		188,878	188,000		188,000			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	507		507	482		482			
28 繰 出 金	444,285		444,285	444,285		444,285			
予 備 費									
計	69,392,243	97,112	69,489,355	9,853,531	1,779	9,855,310	2,533,285	531	2,533,816
財 源									
国 庫 支 出 金	10,817,757	12,340	10,830,097	1,489,951		1,489,951	1,294,290		1,294,290
地 方 債	5,167,000	66,000	5,233,000	1,834,000		1,834,000			
内 所 の 他	3,200,474		3,200,474	372,856		372,856	54,157		54,157
一 般 財 源	50,207,012	18,772	50,225,784	6,156,724	1,779	6,158,503	1,184,838	531	1,185,369

平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	5項 特別支援学校費								
	7目 育英奨学事業費						2目 特別支援学校費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	13,172		13,172	213,387		213,387	211,317		211,317
2 給 料				3,005,908		3,005,908	3,005,908		3,005,908
3 職 員 手 当 等				1,784,237		1,784,237	1,784,237		1,784,237
4 共 済 費	2,100		2,100	1,070,456		1,070,456	1,070,456		1,070,456
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金				3,258		3,258	3,258		3,258
8 報 償 費				13,671		13,671	4,345		4,345
9 旅 費	397		397	34,673		34,673	1,603		1,603
費用弁償	82		82	602		602	320		320
普通旅費	315		315	31,768		31,768	335		335
特別旅費				2,303		2,303	948		948
10 交 際 費									
11 需 用 費	640		640	157,605		157,605	2,855		2,855
12 役 務 費	887		887	17,123		17,123	3,020		3,020
13 委 託 料	6,155	1,248	7,403	62,058		62,058	22,017		22,017
14 使用料及び賃借料	247		247	13,103		13,103	2,475		2,475
15 工 事 請 負 費				61,886	78,993	140,879	61,886	78,993	140,879
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費				14,093		14,093			
19 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	249,981		249,981	775		775	775		775
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	840		840						
22 補 償 、 補 填 金 及 び 賠 償 金									
23 償 還 金 、 利 子 料 及 び 割 引 料	80,065		80,065						
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	444,285		444,285						
予 備 費									
計	798,769	1,248	800,017	6,452,233	78,993	6,531,226	6,174,152	78,993	6,253,145
財 源									
内 国 庫 支 出 金	69,523		69,523	876,605	12,340	888,945	872,571	12,340	884,911
地 方 債				38,000	66,000	104,000	38,000	66,000	104,000
そ の 他	80,125		80,125	7,547		7,547	1,875		1,875
一 般 財 源	649,121	1,248	650,369	5,530,081	653	5,530,734	5,261,706	653	5,262,359

平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	6項 社会教育費					
	節 別	補正前	補正額	補正後	2目 文化財保護費	
					補正前	補正額
1 報 酬	225,571		225,571	66,998		66,998
2 給 料	520,668		520,668			
3 職 員 手 当 等	286,612		286,612			
4 共 済 費	217,369		217,369	7,760		7,760
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 賃 金	5,797		5,797	1,118		1,118
8 報 償 費	24,944		24,944	7,958		7,958
9 旅 費	41,830		41,830	15,665		15,665
費用弁償	7,418		7,418	4,101		4,101
普通旅費	16,093		16,093	3,840		3,840
特別旅費	18,319		18,319	7,724		7,724
10 交 際 費						
11 需 用 費	154,412		154,412	26,525		26,525
12 役 務 費	41,312		41,312	7,398		7,398
13 委 託 料	1,496,964		1,496,964	142,587		142,587
14 使用料及び賃借料	123,915		123,915	13,680		13,680
15 工 事 請 負 費	444,038		444,038	63,903		63,903
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費	70,567		70,567	70,567		70,567
18 備 品 購 入 費	108,438		108,438	1,097		1,097
19 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	347,239	16,340	363,579	283,129	16,340	299,469
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補 償 、 補 填 金 及 び 賠 償 金	202,697		202,697	202,585		202,585
23 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料						
24 投 資 及 び 出 資 金						
25 積 立 金	878		878			
26 寄 付 金						
27 公 課 費	25		25	25		25
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	4,313,276	16,340	4,329,616	910,995	16,340	927,335
財 国 庫 支 出 金	322,006		322,006	317,109		317,109
源 地 方 債	295,000		295,000			
内 そ の 他	1,258,762		1,258,762	8,359		8,359
訳 一 般 財 源	2,437,508	16,340	2,453,848	585,527	16,340	601,867

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
10款 教育費		
1項 教育総務費		
4目 教育連絡調整費		
報 酬	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	1人
6項 社会教育費		
2目 文化財保護費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県文化財保存・保護事業費補助金	16,340

繰越明許費に関する調書

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
10 教育費	5 特別支援学校費	2 特別支援学校費	特別支援学校エアコン整備 事業費	千円	千円	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了する ことが困難であるため。
				87,385	78,993	
	6 社会教育費	2 文化財保護費	文化財助成費	255,685	16,340	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了する ことが困難であるため。
計				343,070	95,333	

平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
		鳥取西高等学校耐震改修 工事費	3,912,968,000	837,983,000	915,328,166	1,753,311,166	1,076,790,804	676,520,362	279,520,362		397,000,000	
		八頭高等学校改築 工事費	688,790,000	69,763,000	34,926,400	104,689,400	46,180,560	58,508,840	7,508,840		51,000,000	
10 教育費	1 教育総務費	米子東高等学校校 舎改修工事費	2,600,620,000	1,288,236,000	51,282,040	1,339,518,040	866,155,000	473,363,040	7,363,040		466,000,000	
		八頭高等学校耐震改修 工事費	332,569,000	184,274,000	44,894,000	229,168,000	200,179,560	28,988,440	3,988,440		25,000,000	
		倉吉農業高等学校養 老施設改修工事費	78,174,000	30,182,000		30,182,000	6,235,920	23,946,080	4,946,080		19,000,000	
		特別支援学校水治訓 練室改修工事費	231,136,000	197,344,000		197,344,000	91,597,140	105,746,860	5,746,860		100,000,000	
	計		7,844,257,000	2,607,782,000	1,046,430,606	3,654,212,606	2,287,138,984	1,367,073,622	309,073,622		1,058,000,000	

平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入 特定財源		未収入 特定財源			
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債		
10 教育費	1 教育総務費	「地域未来塾」に係る業務費	23,850,000	23,850,000	円	円	円	円	円	円	
		ICT機器等の整備事業費				23,850,000					
		教育施設促進支援事業費	5,067,000	5,067,000							
5 特別支援学校費	とつとろ農林水産人材育成事業費	支援進捗推進事業費	6,437,000	6,437,000						3,039,000	
		支援進捗推進事業費									
		支援進捗推進事業費									
6 社会教育費	特別支援学校整備	特別支援学校整備	186,622,000	137,214,000				113,000,000		2,108,000	
		特別支援学校整備									
		特別支援学校整備									
6 社会教育費	文化財助成費	文化財助成費	141,715,000	4,326,000						4,326,000	
		文化財助成費									
		文化財助成費									
6 社会教育費	受託発掘調査事業費 (山陰道「鳥取西道路」)	受託発掘調査事業費	4,473,268,000	54,940,500			54,940,500				
		受託発掘調査事業費									
		受託発掘調査事業費									
計			4,836,959,000	231,834,500		54,421,000	54,940,500	113,000,000		9,473,000	

件名 議会の委任による専決処分について
 (2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成28年6月24日専決)

提出理由及び概要

- 1 提出理由
 (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)、岩美郡内 個人1名(利害関係人)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して837,616円(内訳 育英奨学資金の未返還額696,000円、延滞金131,600円、支払督促申立手続費用6,516円、追納手数料3,500円)を平成28年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ(最終支払月にあつては17,616円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、その金額が40,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過

- ① 平成21年10月の返還開始から滞納となっていた。平成22年3月に一部返還があったのみで、再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、滞納は続いていた。平成25年度に債権回収業者へ委託したが成果がなかった。
- ② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年3月から平成27年9月まで散発的に、一部返還があったが、平成27年11月以降は連絡もとれなくなった。
- ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。
- ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由

- 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。
- ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
 - ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】

管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。
 当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成28年5月議会で報告済である。

件名

議会の委任による専決処分について
 (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成28年6月24日専決)

提出理由及び概要

1 提出理由

- (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
- (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	西伯郡内 個人1名 (借受者)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、575,008円(内訳 進学奨励資金の未返還額567,074円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円)を平成28年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに16,000円ずつ(最終支払月にあつては15,008円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、その金額が32,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過

- ① 平成17年12月の返還開始から滞納となっていた。平成22年8月に一部返還があつたのみで、再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納は続いていた。
平成23年度、24年度に債権回収業者へ委託したところ、平成23年10月から散発的に一部返還があつたが、平成26年4月の返還を最後に返還は止まっていた。
- ② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年11月に一部返還があつたが続かなかつた。
- ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。
- ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。

- ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】

管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。

当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成28年5月議会で報告済である。

件名 議会の委任による専決処分の報告について
 (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成28年6月24日専決)

1 提出理由
 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要
 (1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	西伯郡内 個人1名 (借受者)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求めめる。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、541,933円（内訳 進学奨励資金の未返還額533,999円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円）を平成28年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ（最終支払月にあつては1,933円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、その金額が30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過
 ① 平成17年12月の返還開始から滞納となっていた。平成22年8月に一部返還があったのみで、再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、滞納は続いていた。
 平成23年度、24年度に債権回収業者へ委託したが成果がなかった。
 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年11月に一部返還があったが続かなかった。
 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。
 ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由
 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。
 ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】
 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。
 当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成28年5月議会で報告済である。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年7月21日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 鳥根県雲南市内 個人2名(借受者及び借受者の連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成22年12月の返還開始から滞納となっていた。 平成24年1月に分割返還の約束をしたが、平成24年7月と平成25年1月に一部返還があったのみであった。その後も再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納は続いた。 平成26年度、平成27年度に債権回収業者へ委託したところ、平成26年1月に一部返還があったが、これを最後に連絡も取れなくなった。</p> <p>② 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 返還金の滞納状況 当該奨学金の返還滞納額は、139,062円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、雲南簡易裁判所である。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第15号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	高等学校課	物品 保守	ファクシミリ	1台	鳥取市元魚町一丁目116番地 株式会社パレット	月当たり賃借料 5,400円	平成28年7月1日 ～平成33年6月30日	鳥取県教育委員 会事務局高等学 校課
2	倉吉東高等学校 校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	月当たり賃借料 10,044円	平成28年7月1日 ～平成32年6月30日	鳥取県立倉吉東 高等学校
3	日野高等学校	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	月当たり賃借料 2,754円	平成28年7月1日 ～平成32年6月30日	鳥取県立日野高 等学校

